

北神けいろうの国政報告：5月号

○いつも大変お世話になっております。

先月は、**小沢一郎が新たに代表に就任**しました。先月23日には千葉の補選で民主党の候補が勝利をしましたが、これからの勝負です。**一体感のある党運営を実現し、皆様の信頼回復に奮闘する決意**であります。

○こうした中で、4月21日の経済産業委員会において**8回目の質問を致しました**ので、そのご報告です。

いわゆる「まちづくり三法」について、二階経済産業大臣や経済産業省・国土交通省・総務省の審議官に質問致しました。**京都の町中にも、心寂しいシャッター通りが、ところどころ見受けられます**。商店街のみならず、それを含む地域全体の活気をとりにとすために提案された法案です。

○活気のあるまちづくりは、これまでの政府の対策のように、商店街に補助金を出すだけで済む話ではありません。**大事なのは、地域の人口全体、とくに若者が増えること**であります。そのためには、住宅や学校や病院などが集中するような、**強力な都市計画が欠かせない**のであります。

北神けいろうの国政報告会

- 参加ご希望の方は、info@kitagami.gr.jp もしくは、北神事務所へお電話(075-315-3487)にてご連絡下さい。
- 開催予定の国政報告会会場をご案内させていただきます。

○ところが、わが国においては、都市計画といっても、土地の所有者との調整に**大変なエネルギーを要**してしまう。最後まで計画に抵抗するほど、たくさんの補助金が出るという、矛盾した現象もよく見られます。そもそも、投機の対象としての土地という日本人の価値観が強いため、都市計画という公共性の高い事業に対しても、なかなか協力を得られないのが現状であります。

○そこで、私は質疑の中で以下のような提案を致しました。
・都市計画を推進する上で、**理不尽に協力を拒否する地権者に対するペナルティーを課す**措置を講じてはどうか。
・地権者との調整をする上で、**都市計画法の煩雑な法的手続きを緩和**してはどうか。
・都市計画上の土地収用が憲法29条で保障されている財産権侵害に抵触するのであれば、**定期借地権を設定して都市計画に土地を提供する地権者への優遇措置**を設けてはどうか。

○土地の問題は根が深いものがあります。そう簡単には変わらないと思います。しかしながら、**皆が快適に住める、元気なまちづくりは、ますます時代の要請**となっています。私からの提案などについては、二階大臣等から前向きなご答弁をいただきました。

今後とも、京都のまちづくりにも力強く取り組んで参りますので、よろしくお願い申し上げます。

国政報告会(ミニ集会)を開催していただける(場所を提供していただける)方も、是非ともご一報下さい。

- 場所・希望日時・参加予定人数をお知らせ下さい。
- 2・3名(ご家族様のみ)でも喜んでお伺い致します。